

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。 国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているため適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は市町村長に委任されている。 市町村が行う事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出、個人番号が記載された請求書等を受理し報告する事務並びに基礎年金番号および個人番号による年金相談事務、年金生活者支援給付金に関する事務などである。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。
③システムの名称	①国民年金システム ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

①. 被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号および別表の第46項・94項・116項・128項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令)第24条の2・第47条・第59条・第68条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含むデータを進達する際は、パスワード保護を行い、作成者以外の担当者が実施確認を行っている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーを基礎年金番号との突合確認も合わせて真正性確認を行い、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含むデータを進達する際は、パスワード保護を行い、作成者以外の担当者が実施確認を行っている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーを基礎年金番号との突合確認も合わせて真正性確認を行い、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、および番号法別表第1の 第31項、第62項、第83項、第95項	1番号法第9条第1項、および番号法別表第1の 第31項、第62項、第83項、第95項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)第24条の2、第47条、第59条、第62条の 2	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	健康部 保険年金課	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 保険年金課長 杉本 利夫	保険年金課長	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	①国民年金システム ②地方税電子申告システム ③中間サーバー ④団体内統合宛名システム ⑤日本年金機構から貸与された窓口装置	①国民年金システム ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1番号法第9条第1項、および番号法別表第1の 第31項、第62項、第83項、第95項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)第24条の2、第47条、第59条、第62条の 2	1番号法第9条第1項、および番号法別表第1の 第31項、第62項、第83項、第95項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)第24条の2、第47条、第59条、第68条の 2	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1番号法第9条第1項、および番号法別表第1の 第31項、第62項、第83項、第95項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)第24条の2、第47条、第59条、第68条の 2	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1号 および別表の第46項・94項・116項・128項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(別表の主務省令) 第24条の2・第47条・第59条・第68条の2	事後	法改正に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		2) 十分である ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含むデータを進達する際は、パスワード保護を行い、作成者以外の担当者が実施確認を行っている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーを基礎年金番号との突合確認も合わせて真正性確認を行い、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。	事後	様式の改正に伴う
令和6年12月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 2) 十分である ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含むデータを進達する際は、パスワード保護を行い、作成者以外の担当者が実施確認を行っている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーを基礎年金番号との突合確認も合わせて真正性確認を行い、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。	事後	様式の改正に伴う
令和8年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	
令和8年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	